

(案)
物品売買契約書

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び物品売買契約約款によって、物品売買契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	物品売買契約（令和8年度東北森林管理局軽自動車購入（軽貨物車））
品名・物件名	物品売買契約（令和8年度東北森林管理局軽自動車購入（軽貨物車））
数量（単位）	1式
仕様	別紙1「仕様書」、別紙2「ネーム入れ仕様書」、別紙3「特記仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和9年2月26日
納入場所	別紙4「納入先一覧表」のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 印

受注者

印

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

仕 様 書

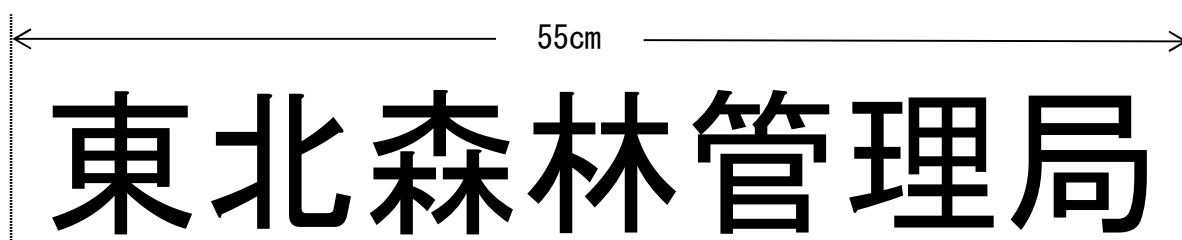
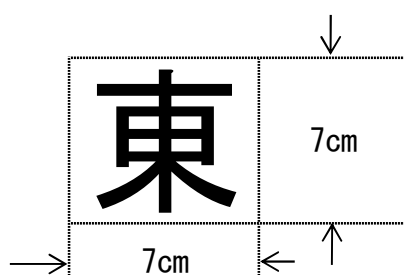
物件番号第 1 号 軽貨物車

数量	軽貨物車 8 台	
規格 ・ 形状 ・ 仕様	車体の形状	バン
	用途の区分	軽貨物（4ナンバー登録車）
	排気量	660cc以下
	最高出力	36kW以上（49PS以上）
	使用燃料	ガソリン（レギュラー）
	駆動方式	4WD（パートタイム4WD可）
	乗車定員	4人
	ドア数	4枚以上
	最低地上高	150mm以上
	最小回転半径	4.7m以下
	ミッション型式	AT又はCVT又はAMT（AGS） （普通自動車免許（AT限定）で運転可能であること）
	ハンドル位置	右
	車体色	ホワイト系又はシルバー系
	その他仕様	寒冷地仕様 （寒冷地での使用を考慮した仕様を含む）
装備品 ・ 付属品等	・四輪ABS・SRSエアバッグ（運転席・助手席） ・エアコン・パワーステアリング・パワーウィンドウ（前席のみ必須） ・集中ドアロック（前席のみ必須）・ドアバイザー（1台分） ・スペアタイヤ（1本）（応急修繕キット可）・AM/FMラジオ ・フロアマット（1台分）・冬用ワイパー（1台分3本） ・スタッドレスタイヤ（ホイール付き、1台分4本） ・ネーム入れ（別紙2 ネーム入れ仕様書により後部両側に入れること）	
環境性能	政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8（2026）年2月）」に規定された「自動車」の小型貨物車（軽貨物車）の基準を満たすものとする。	
納入期限	令和9年2月26日	

ネーム入れ仕様書

- 1 記載方法
ネームは左横書きとする。
- 2 文字色
ネームの文字色は黒とする。
- 3 字体及びサイズ
ネームの字体はゴシック体とし、文字サイズは下図のとおりとする。
- 4 記載場所
ネームの記載場所は、車体後方の左右1箇所とする。

(下図)



特 記 仕 様 書

1 はじめに

本仕様が示す内容は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても製品として当然備える事項については完備しているものとする。
なお、車両及び付属品の品質については、新品に限る。

2 数量及び仕様（諸元）について

別紙 1 仕様書、別紙 2 ネーム入れ仕様書のとおり

3 仕様書に掲げる付属品の取扱いについて

(1) 冬用ワイパーについて

冬用ワイパーを装着し、標準装備のワイパーを車両に搭載の上納入すること。

(2) スタッドレスタイヤ（ホイール付き）について

スタッドレスタイヤ（ホイール付き）を装着し、標準装備のタイヤ（ホイール付き）については、バランス調整を済ませ車両に搭載の上納入すること。
スタッドレスタイヤは、当該車両の規格に適合し、かつ十分な強度を完備した製品とする。

また、ホイールについては、当該車両の規格に適合し、かつあらかじめ車両に装備されている純正ホイールナットが使用可能である製品とする。

(3) その他の付属品について

全て取付け又は搭載を済ませ、当該車両が直ちに使用可能な状態を確保した上で納入先官署に納めるものとする。

4 車両の登録手続について

(1) 使用者

各納入先官署名義とする。

受注者は、各納入先官署の担当職員と疎通の上、必要書類を納入先官署へ送付し、納入先官署が必要事項を記載した書類の返送を受けこの手続を行うものとする。

(2) 所有者

東北森林管理局名義とする。

受注者は、東北森林管理局の発注担当職員と疎通の上、必要書類を東北森林管理局へ送付し、東北森林管理局が必要事項を記載した書類の返送を受けこの手続を行うものとする。

(3) 使用の本拠地

各納入先官署の指示によるものとする。

(4) 自動車保管場所

各納入官署の指示によるものとする。

ただし、受注者は車庫証明に係る諸手続が必要と判断した場合は、各納入先官署の担当職員と疎通の上、必要書類を納入先官署へ送付し、納入先官署が必要事項を記載した書類の返送を受けこの手続を行うものとする。

(5) 登録手続に必要な書類の準備及び諸費用

全て受注者の負担とする。
ただし、自動車重量税、自賠責保険料（25 か月）、リサイクル料及び登録手続等に
必要な諸費用については、各納入先官署の検査に合格した後に物件の代金とは別
に、受注者の発行する請求書をもって支払うものとする。

5 納入期限・納入場所及び納入方法等

(1) 納入期限

契約締結後から契約条件及び仕様書に掲げる期限までとする。
ただし、契約締結の上は、この期限に限らず準備が整い次第速やかに各納入官署
へ納入すること。

(2) 納入方法及び納車費用

納入官署ごとに納入するものとする。
なお、納入に当たっては原則として、車両運搬車に積載し輸送及び納入するもの
とする。
また、納車費用については登録手続きに必要な諸費用と同様に、各納入先官署の
検査に合格した後に物件の代金とは別に、受注者の発行する請求書をもって支払う
ものとする。

(3) 納入時における注意事項

受注者は納入に当たって各納入先官署の担当職員と日時等を事前に打ち合わせ、
事務の支障にならないようにするとともに、納品書（納入先の宛先・商品名・数量
・納入日を記載）を納入日時までに郵送等により届け、必ず納入先官署の検査を受
けること。
納入は、原則として閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に行うものとし
る。

(4) 危険回避等の義務

当該車両の輸送又は納品に当たって、危険、盗難等の事故には万全の注意を払い、
危険回避のため必要な安全対策を講じること。
万一、作業中に事故等が発生した場合には、人命の安全を優先するとともに、二
次災害の防止に努め、速やかに納入場所の担当職員に報告すること。
また、作業中に発生した損傷等については、故意又は過失にかかわらず全て受注
者が補償するものとする。

(5) 取扱い説明等の義務

受注者は、車両納入に当たり検査を済ませた上は、納入車両の取扱い及び操作方
法等について納入官署の担当職員に説明を行うものとする。

(6) 新車無料点検の実施場所等について

受注者は車両納入した際は、各納入官署に最寄りの無料点検実施場所（整備工場）
について検査担当職員へ任意の書面により明示すること。
また、納入官署と無料点検実施場所（整備工場）間で疑義が生ずることのないよ
う配慮すること。

(7) 代金の請求及び支払について

代金の請求は書面をもって行うものとする。
なお、消費税及び地方消費税に相当する額に 1 円未満の端数が生じた場合には、
その端数は切り捨てるものとする。
また、代金の支払は全納入官署の検査担当職員による検査に合格しなければ応じ
ないものとする。

6 その他

(1) 詳細な事項及び本仕様にて定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合
せを行うこと。

(2) 本契約等で知りえた情報（公知の情報を除く）は守秘義務を厳守し、第三者に開
示、漏えい又は、他の目的に使用してはならない。

納入先一覧表

物件番号第 1 号：軽貨物車

森林管理署名	台数	住 所	電話番号
津軽森林管理署 金木支署	1	037-0201 青森県五所川原市金木町川倉七夕野84-66	(0173) 53-3115
下北森林管理署	1	035-0041 青森県むつ市金曲1丁目4-6	(0175) 22-1131
三八上北森林管理署	1	034-0082 青森県十和田市西二番町1-27	(0176) 23-3551
盛岡森林管理署	1	020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2-40	(019) 663-8001
秋田森林管理署	1	019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	(018) 882-2311
庄内森林管理署	1	997-0015 山形県鶴岡市末広町23-37	(0235) 22-3331
置賜森林管理署	2	999-1352 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45	(0238) 62-2246
計	8		